

随意契約及び比較見積省略理由書

大和川下流流域下水道 狭山水みらいセンター 焼却炉設備長寿命化対策工事

狭山水みらいセンターの焼却炉設備は、株式会社荏原製作所と株式会社神戸製鋼所の2社JVで施工されている。本工事は、狭山水みらいセンターに設置されている株式会社荏原製作所が施工した焼却炉設備において、経年により劣化が進行している機器の更新を行い、本来の機能を回復させ長寿命化を図るものである。

当該設備は流動焼却炉、排ガス処理設備等の各機器が一体のシステムとして構成されており、構成機器全てが連携して機能を発揮するように狭山水みらいセンター用に設計・製作されたものであり安全で効率的な汚泥焼却において固有の機能を有するものである。

したがって本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び長寿命化対策工事に伴う更新機器の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは、当該設備の設計・製作・据付を実施した株式会社荏原製作所から事業承継した水ingエンジニアリング株式会社（旧「水ing株式会社」）以外にないため、大阪府との契約窓口である同社西日本支店より見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、同者と随意契約を締結するものである。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積を省略することとします。